慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	貸付利子の本質に関する疑問
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.5 (1916. 5) ,p.724(138)- 739(153)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160501-0138

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

貸付利子の本質に關する疑問

高城仙次郎

目次

一　緒　言
二　セリグマン氏の說
三　ウオーカー氏の說
四　貸付利子の本質　附ベンバウエルク氏の說
五　結　言

一　緒　言

甲が乙に若干圓を貸與せし際に、乙が甲に支拂ひ又は支拂ふことを契約する所謂貸付利子が其若干圓の貨幣の使用に對して支拂はるゝものなりと看做す可きや、將た又其貨幣を以て購入する種々の貨物に對して支拂はるゝものなりと看做す可きかに就きては經濟學者の說區々にして一定せざるの觀あるが如し。例へばロシヤル（註一）、ウオーカー（註二）、セリグマン（註三）、フィシャー（註四）、等は後說を採りて、利子をば貨幣の使用に對して支拂はるゝものなりと思惟するを謬見なりとし、貨幣の貸借は實は資本の貸借を意味するものなりと論せり。之に反してニューコーム（註五）、フェター（註六）、マーシャル（註七）、ヂード（註八）等は必ずしも此見解を以て正確なるものなりと論せるにはあらねども貨幣其物の貸借を前提として、利子に關する研究を進めたり。されど、此等の學者も貸付利子を以て飽迄も貨幣の使用に對して支拂はるゝものなりと極論力說せるには非ずして、單に吾人の日常觀察する事實、即ち貨幣の借手が其貸主に利子を支拂ふことを研究の出發點とせるに過ぎず。

然りと雖も、吾人は貸付利子を以て貨幣の使用に對して支拂はるゝものなりと看做すを以て最も合理的なる見方なりと信ずる者なれば本篇に於て先づ反對說の誤謬を指摘したる後、自己の見解の根據を說明せんと欲す。

註一　Roscher : System der Volkswirtschaft, 23 ste Auflage, 1900, S. 537.
註二　Walker : Political Economy, 3 rd ed., 1887, pp. 219—20.
註三　Seligman : Principles of Economics, 5th ed., 1912, p. 392, p. 216.
註四　Fisher : The Rate of Interest, 1907, p. 3, pp. 7-9.
註五　Newcomb : Principles of Political Economy, 1886, p. 304.
註六　Fetter : The Principles of Economics, 1904, p. 115.
註七　Marshall : Principles of Economics, 5 th ed., 1907, p. 73.
註八　Gide : Principes d'Economie Politique, 4me éd., 1913, P. 541.

二　セリグマン氏の說

利子は貨幣の使用に對して支拂はるゝものに非ずして、資本の使用に對して支拂はるゝものなりとなす學說を批評する爲めに、左に先づセリグマン氏の說を引用せんと欲す。氏は前揭書に於て論じて曰く（註九）、

> To the ordinary man interest seems to be the payment for a loan of money, precisely as wealth seems to consist of a sum of money. In point of fact, however, interest is paid for the use of the capital the money represents. It is the earnings or product of the fund of capital, just as rent is the earnings of the individual pieces of capital.

此一節を分解せば左の如し。

（一）　利子は貨幣の使用に對して支拂はるゝものに非ず。

（二）　利子は貸借金額の代表する資本の使用に對して支拂はるゝものなり。

（三）　利子は fund of capital の所得又は生產物なり。

此三項に顯はるゝセ氏の思想は一見明瞭なるが如くなるも、仔細に之を驗ずれば、甚だ曖昧なるを感ぜずんば非ず。假りに利子がセ氏の言ふが如く貨幣の使用に對して支拂はるゝものに

非ずとせば、他の何物かに對して支拂はるゝものなる可し。氏は其何物を以て『資本』なりとせり。されど氏の所謂『資本』とは果して何ぞや。セリグマン教授は其『原論』に於て終始一貫せる『資本』の定義を與へざるも、此處に於て氏が capital を fund of capital の意義に用いたるは明かなり。果して然らば、セ氏の所謂 fund of capital とは何ぞや。氏は前掲書二百十五頁に於て fund of capital を以て個々の財貨を指すものに非ずして、如何なる用途に對しても用ひ得る一般的購買力を有するものなりとせり。されど、此の如き一般的購買力を有するものは貨幣若しくは貨幣以外の自由に賣却し得る特種の財貨を除きて他に何物もなし。換言すれば、セリグマン氏の所謂 fund of capital 又は單に capital と稱するものは結局貨幣若しくは其外の特種の財貨を謂ふに外ならず。氏は同處に於て a fund of wealth 又は a fund of value 等の語を用ゐて一般的財貨又は一般的財貨の價値とも云ふ可きものゝ存在を說かんと努むるが如くなるも、吾人は貨幣又は特種の財貨以外に此くの如き一般的財貨の存在を認むることを得ず。（註十）

若し斯くの如くセリグマン氏の所謂『資本』なるものが債務者の借り入れたる貨幣又は債務者が其貨幣を以て購入する特種の財貨なりとせば利子も亦其貨借貨幣又は其特種の財貨の使用に對して支拂はるゝものなりと解せざるを得ず。若し果して然らば、セリグマン氏が利子を以て貨幣の使用に對して支拂はるゝものに非ずと論ぜるは自家撞着の說なりと云はざるを得ず。

又、假りにセリグマン氏の所謂『資本』が貨借貨幣を以て購入する特種財貨を意味するとせば利子は此特種財貨の使用に對して支拂はるゝものなりと解せざるを得ず。されど、セ氏の定義に據れば（註十一）、特種財貨の使用に對して支拂はるゝ賃料は rent なれば interest と rent との區別はセ氏の說を採れば消滅するの結果を呈するを奈何せん。

次にセリグマン氏は利子を以て『資本』の使用に對して支拂はるゝものなりと論ずると同時に『資本』の所得又は生產物なりと云へり。假りに一步を讓りて利子がセ氏の所謂『資本』の使用に對して支拂はるゝものなりとするも、同時に其『資本』の所得なりと看做すことを得ず。如何となれば、或物の使用料と其物の用益とは密接の關係を有すれども、此兩者は決して同一物に非ざればなり。此點に於てセリグマン氏は貸付利子と利潤とを混同せるものなりとす。

以上略述せる所に據れば、利子の本質に關するセ氏の學說は誤謬と矛盾とを包含せるものなりと云はざるを得ず。

註九　Seligman 同上書 p. 392.
註十　Böhm-Bawerk 同上書 S. 103-105 參照
註十一　Seligman 同上書 p. 216 參照

三　ウオーカー氏の說

ウオーカー氏も亦セリグマン氏と同じく利子を以て貨幣の使用に對して支拂はるゝものなりと看做すを以て謬見なりとし、利子は借入れたる貨幣を以て購入する生產用の財貨の使用に對して支拂はるゝものなりと論じて曰く（註十二）

One borrows $ 5.000, and gives a note for that sum, with interest. With this sum he purchases live stock, machinery for his factory, or goods for his trade: these were what he wanted, these were what he really borrowed; these are what he pays interest upon. The money was solely a means to that end.

利子は資本に對して支拂はるゝものにして貨幣の使用に對して支拂はるゝものに非ずと論ずる點に於てウ氏の說はセ氏の說と同一なりとす。されどセ氏の所謂資本と稱するは一般的財貨を意味するも、ウ氏の資本と稱するは家畜、器械、商品等の特種財貨を指すものなる點に於

て兩者は其說を異にせり。

吾人はウオーカー氏の論じたる如く、借入貨幣が特種財貨の購入に費消せらるゝ場合多きことを認めざるを得ず。然りと雖も、貨幣の貸借は必ずしもウ氏の擧ぐるが如き生產營利の目的のみを以て行はるゝものに非ずして、往々他の所謂非生產又は非營利的の用途を目的とすることと尠からざるを記憶せざる可からず。負債の決濟、戰費の調達を目的とする借入金又は公債等は其著しき數例なりとす。論者或は現在の債務は以前購入せる財貨の代價に外ならざることあるを以て、負債を返却する爲めに借入れたる貨幣は結局財貨の購入に充てられたるものなりと看做すを得可く、又軍費と云ふも兵器彈藥其他糧食等の購入費に外ならざるを以て、公債の利子も亦財貨の使用に對して支拂はるゝものなりとの見解を採り得るに非ずやと云はん。されど假りに貨幣の借入の根本的目的に遡りて利子の本質を研究することを以て可なりとするも、借入金の全部が常に財貨の購入のみに充てらるゝものに非ざるを記憶せざる可からず。例へば、製造業者が壹萬圓の貨幣を借入れて其企業を擴張する際に、其壹萬圓の全部は決して常に器械、原料等の財貨のみを購入する爲めに費消せらるゝものに非ずして、其一部は權利の買收、廣告費、技師並に職工の賃銀等に充てらるゝことあり。又、軍事公債の如きも軍器並に糧食等の財貨の買上の爲めのみに充てらるゝに非ずして、同時に軍人軍屬の給料、恩給等に費消せらるゝものなりとす。

換言すれば、借入金は單に負債の決濟等の如く貨幣として用ひらるゝ外に、一事業に投ぜらるゝ場合には、其事業が所謂生產的たると非生產的たるとを問はず、財貨の購入費又は勞働若しくは勤勞に對する報酬として用ひらるゝものなりとす。若し果して然らば、借入金の利子は財貨の使用のみに對して支拂はるゝものなりと云ふことを得ず。

論者或は勞働者の受領する賃銀は結局財貨の購買に用ひらるゝものなるを以て、賃銀の支拂に充てらるゝ借入金の利子も亦結局財貨の使用に對して支拂はるゝものなりと云ふことを得るに非ずやと云はん。賃銀として支拂はるゝ貨幣が早晩財貨の代金として支拂はるゝことあるは論者の言の如し。されど、斯くの如く、飽迄も貨幣貸借の目的を追及して根本的に利子の本質を討究す可きものなりとせば、吾人は利子を以て財貨の使用に對して支拂はるゝものなりと云ふに滿足せずして、財貨の與ふる心理的作用に對して支拂はるゝものなりしと云はざる可からず。斯くの如く飽迄も貸借の現象を分析して根本的に利子の本質を研究するは吾人の穴勝排斥する所に非ずと雖も、此根本的研究は先づ貨幣の貸借と利子との關係を明かにせる後に試む可きものにして、此問題を解決せざる前に直ちに利子を以て欲望の充足に對して支拂はるゝものなりと看做するは徒らに問題を紛糾せしむるの結果を呈するに過ぎざるなり。

ウォーカー氏は進んで甲が乙より財貨を購入せる際に代價を支拂はずして、利子付の約束手形を乙に提供せしとせば、兩者の間に何等の貨幣を授受せざりしを以て、此場合に於ける利子は貨幣の使用に對して支拂はるゝものなりと云ふことを得ずと論じて曰く（註十三）

——money is not always, it is not in a majority of cases, in a higiily advanced state of industrial society it is, indeed, rarely, the agent in affecting the loan of capital. The country merchant buys goods and gives his notes for two, four, and six months, promising to pay the price with interest. Interest on what? On money? No money passedin the transaction. What was borrowed has hardware and crockery, dry goods,

and groceries.

鐵器、陶器、雜貨、乾物等を仕入れたる小賣商人が問屋に利子付約束手形を提供せりとせば貨幣の授受なきはウォーカー氏の論ずるが如し。然りと雖も、其利子は此等の商品の使用に對して支拂ふものなりと看做すは誤れり。如何となれば、約束手形の期限に商人の返却す可きは此等の商品に非ずして、貨幣なるを以てなり。加之、縱令其商品の仕入に際して、貨幣を授受せざりしとて、此事實の爲めに利子が貨幣の使用に對して支拂はるゝものに非ずと云ふを得ず。如何となれば、商人は當然其際問屋に交附す可き代金の支拂に對して數ヶ月の猶豫を得たるに過ぎざるを以て、其數ヶ月間代金として支拂ふ可き貨幣を借入れたるものなりと看做す可きを以てなり。換言すれば、商人が購入せる商品に對して約束手形を提供するは、問屋より其代金に相當する金額を借入れ、之を以て商品の代價を支拂ひ、借入金に對しては借用證書を提出すると同一の結果を生ずるものなりとす。更に、商人が第三者より其代金を借入れ、問屋に現金を支拂ひたりとするも、其結果は一なり。要するに、商品の代金の代りとして提供せらるゝ約束手形は普通の貸借と其性質を同ふするものなりとす。

若し果して然りとせば、ウォーカー氏の茲に擧げたる場合に於ても、利子を以て貨幣の使用に對して支拂はるゝものに非ずと論斷するは誤でり。

冊十二　論綱講　p. 279-20.

四　貸附利子の本質

附ベンバウエルク氏の說

以上セリグマン並にウオーカー兩氏の說を紹介して、利子を以て貨幣の使用に對して支拂はるゝものなりとするは謬見なりと論ずるの理れなきの所以を說明せしが、勿論單に此兩學者の說のみを駁したりとて、利子の本質に關する貨幣使用說の反對論が總て誤れるものなるを證明せるにはあらねども、本論の主なる目的とする所は異說を悉く批評するに存せずして、貨幣說の正確なるを立證するに在るを以て、吾人は是れより進んで何故に利子を以て貨幣の使用に對して支拂はるゝものなりと看做す可きかを論せんと欲す。

抑も貨幣は無數の目的に用ひらるゝものなるが、其用途を生產又は營利、消費並に債務の決濟に大別することを得可し。消費を目的とする貨幣の用途としては個人にありては租稅の納入、生活資料の購入、醫藥の代價、娛樂費、冠婚葬祭の費用等を數へ、國家としては軍事費、社會改良費等を擧ぐ可きか。又支拂の形式は負債の償却、租稅の納入の如く、直接何等之と交換せらるゝものなき際に交附せらるゝときと、財貨の代金又は勞働の賃金として支拂はるゝときの別あり。

斯くの如く、貨幣の用途は種々雜多なる目的を包含するものなれど、貨幣が支拂者自身の財產の一部なるか又は借入れたるものなるかの如何に依りて其用途を二三にするが如きこと殆んどなし。換言すれば、自己の貨幣なるが故に冠婚葬祭の費用に充て、借入金なるが故に營利事業に投ずと云ふが如き區別なし。從つて借入金は前記數種並に其他無數の用途に供せらるゝものなるを以て、貨幣說の反對論者の如く、其中生產營利事業と云ふが如き單に一二の用途に充てらるゝものなりと看做して、借入金の利子を以て事業に用ゐる財貨の使用に對して支拂はるゝものなりと論ずるは誤れり。

論者或は營利事業に投ずる目的を以て借入れる貨幣は貸借の最大部分なりと云はんも、吾人は必ずしも常に然りと信ずることを得ず。假りに一歩を讓りて然りとするも、多少にても他の

目的の爲めに金錢の貸借の行はるゝ間は貨幣貸借を以て營利事業資金の貸借なりと看做すことを得ず。若し貸借金の大部分が營利事業に投せらるゝとせば、營利事業の收益は利子歩合を決定する最大原因たる可けれども、此事實を以て貨幣說を否定することを得ず。如何となれば、利子歩合に最大影響を與ふる原因を以て貸借を說明せんとするは利子の本質と利子歩合の高低とを混同せる故に外ならざればなり。

假りに一歩を讓りて、ウオーカー氏の論ずるが如く、貸借は悉く營利事業の資金を供給する爲めに行はれ、且つ此資金が總て財貨の購買に用ひらるゝものなりとするも、吾人は利子を以て此等の財貨の使用に對して支拂はるゝものなりと看做すことを得ず。如何となれば、債務者が債權者より借入れたるは貨幣にして、此貨幣を以て購入せし財貨に非ざるを以てなり。而して此財貨は債務者が此財貨の販賣者たる第三者より購入せしものにして、此購入たるや其支拂に對して債務者が借入金を用ゆるとも、將た又他の自己所有の貨幣を用ゆるとも、其性質には何等の相違なきものなりとす。要するに、上述の關係は企業家、貸金者並に財貨の販賣者の三人の間に發生するものにして、企業家の借入れるものは貨幣にして、貸金者の貸すものも亦貨幣なり。而して、財貨の販賣人は企業家に財貨を貸與するに非ずして、財貨を賣却するものなり。されば、此三者の間に行はるゝ關係は貨幣の貸借並に財貨の賣買にして、財貨の貸借なるものなし。尤も企業家は借入金を以て財貨を購入するものなるが故に、企業家のみの立脚地より之を觀れば、或は此取引を以て財貨の借入と看做すことを得るが如きも、仔細に之を驗するに、其の然らざる所以を知るに苦しまず。如何となれば、債務者即ち企業家は債務の返濟に借金を以て購入せし財貨を提供することを得ざればなり。加之、其財貨の販賣者より之を觀るも、將た又債權者の立脚地より之を論ずるも、上叙の取引を以て財貨の貸借と看做す可き理由なきを奈何せん。

要するに、或る人が壹萬圓の金額をば一ケ年間五分利子付にて借入れたりとせんか、其金額が器械原料等の購入に用ひらるゝとも、又は遊覽用の自働車の購買に費消せらるゝも、將た又租稅の納入に充てらるゝとも、一ケ年後に於て五百圓の利子を添へて之を債務者に返却す可きものなることは、尙ほ同人が一臺の自働車を借り入れて、一ケ年の後に五百圓の損料を支拂ひて其自働車を返却するに異ならず。唯兩者の一致せざる點は一は貸借物件が貨幣たるも他は自働車たるの點に存するのみにして、共に一定期間或る物の使用を貸借するに外ならず。されば自働車の損料を以て一定期間に於ける其の使用に對して支拂はるゝものなりとせば、利子を以て同じく一定期間に於ける一定額の貨幣の使用に對して支拂はるゝものなりと看做す可きに非ざるか。

されど、論者或は『貨幣の使用』なる概念に對して異議を唱ふるやも知る可からず。曰く、貨幣は一種の消費財なれば、一度び財貨の購買に之を用ゆれば、使用者に對しては直ちに消滅するものなるを以て、債務者は借入れたる同一の貨幣を返却することを得ずして、返濟するものは全く他の貨幣なるが故に、從つて貨幣使用と稱す可きものなしと。例へば、クニースが穀物並に貨幣の貸借の行はれし際に、返却せらるゝものは貸與せられたると同一の穀物又は貨幣に非ざれども、同質同量なる以上は、經濟の見地より之を觀れば、兩者は同一物なりと云ひたるに對して、ベンバウェルク氏は之を以て謬見なりとし、論じて曰く（註十四）、

——im Darlehen die verbrauchlichen Güter dem

Schuldner nicht „ durch einen andauernden aber bemessenen Zeitraum;“ sondern definitiv und für immer übertragen und niemals wieder zürückgegeben werden : was zürückgegeben wird, sind eben in Wahrheit andere Güter.

物理的に之を論ずれば、ゞ氏の言ふ所の眞理なるは玆に喋々するを要せざるなり。或人が一千枚の壹圓紙幣を一ヶ年間借入りたりとせんか返濟期に當りて同一の一千枚の紙幣を返却するは不可能なりと云ふを妨げず。然りと雖も、同じく物理的に論ずれば、他の物件の貸借に就きても云ふも亦同じ。例へば自働車を借入れ一ヶ年間使用して之を返却するとせば、返附する自働車は使用の爲めに多少の損傷を蒙りたる可ければ、最初借入れたる自働車とは全然同一物なりと云ふことを得ず。されど、之に反して經濟學の立脚地より之を觀れば、返却する紙幣は借入れたるものと同一の一圓紙幣に非ざるは愚か五圓若しくは拾圓紙幣なるか、又は縱令紙幣を用ゐずして金貨を返却するとも、同じく壹千圓の貨幣を返濟する以上は、借手より之を觀るも將た又貸手の立脚地より之を論ずるも、最初貸借せしと同一の貨幣を授受せりと看做すことを得るに非ずや。如何となれば、兩者は全く同一の效用を有するを以てなり。此點に於ては貨幣の貸借は財貨の貸借よりも一層明確なる概念なりと云はざる可からず。如何となれば返却さるゝ貨幣は借入貨幣と全く同一の效用を有するも財貨例へば自働車は貸借の際と返却の際とに於ては效用に等差あるを以てなり。論者或は貨幣の購買力が一ヶ年間に增減することある可きを云々するならんも、價格の變動は貨幣並に財貨共通の現象なれば、貨幣購買力の變動を云々して上述の所說を駁することを得ず。

ゞ氏は又利子を以て貨幣の使用料と看做す誤れる世俗の習慣の正しきを學術的に論證せんと欲せば、先づ數箇の論據を求めざる可からずと論じて曰く（註十六）

——um diese populäre auffassung wissenschaftlich zu begründen, musste man erste eine Reihe von Erfindurgen machen, die der Wirklichkeit nicht anders als mit dem schärfsten Daumenschrauben der Sophistik abzupressen waren.

然らば、ゞ氏の言の如く詭辯を弄して求む可き論據とは何ぞや。曰く（註十七）、

Man musste erste erfinden, wie es möglich sei, an einer Sach noch etwas mehr als Alles zu übertragen : nämlich im Eigentum der dargeliehen Sache das Recht auf allen und jeden aus der Sache zu ziehenden Gebrauch, bis zum vernichtenden Verbrauch ; und daneben doch noch ein separates Endchen Gebrauch, für das man separat den Zins fordern kann.! Man musste die weitere Erfindung machen, dass es an verbrauchlichen Gütern, die im Moment ihres Gebrauches untergehen, nichts desto weniger einen kontinuierlichen Gebrauch gibt, der ohne Unterlass neu hervorwächst, auch wenn das Gut, das man, fortgebraucht“, längst nicht mehr existiert.

即ち利子を以て貨幣の使用料たることを證明するに當りて先づ解決す可きものなりとして、ゞ氏の玆に提出せる疑問を解說せば左の如し。

第一、如何にして甲が乙に消費財を貸與する際に、之を自由に處分する權利を與ふる以外に、對償の目的たり得る別箇の一用益を乙に給付することを得るか。

第二、使用すると同時に消滅す可き消費財が如何にして既に消滅したる後に於ても持續的に用益を與ることを得るか。

ゞ氏は此疑問に答ふるには Schärfste Daumenschrauben der Sophistik を要すと云へるも、吾人の觀る所に據れば、其解答は洵に易々たるのみ。

第一、若し消費財が賣買せられたるものなれば、即ち已む。されど、貸與せられたる以上は、

其消費財の處分權が交附せられたる以外に、其消費財の消費に依りて發生せし效用の使用を返濟期迄借手に許すものなるを以て、消費財の貸與は其財の處分權以外に別箇の一用益を伴ふものなりと云ふ可し。例へば甲が乙に一ヶ年間一噸の石炭を貸與せし際に、若し其一噸の石炭の消費が百の效用を生ずるものなりとせば、乙は一ヶ年の後一噸の石炭を返附する以外に、百の效用に對して一定額の報償を支拂ふを至當とせずや。

第二、縱令貸與せられたる消費財が使用に依りて消滅せし後と雖も、其貸與期限の滿つる迄は其消費財の使用に依りて生ぜし效用は依然貸與せらるゝものなるを以て、消費財の貸與は其の消滅後と雖も、別箇の一用益を借手に與ふるものに非ずや。第一の場合に於ける石炭の例を用ゆるとせば、百の效用は石炭の返却期迄持續的に借入者の手に存在するに非ずや。從つて石炭の返却期に於て乙が甲に一噸の石炭を交附する以外に、此百の效用を一ヶ年間使用せしに對して相當の報償を提供するは正當のことならずとせんや。

以上石炭に就きて述ぶる所は貨幣に就きて云ふも亦眞理たるを失はず。例へば甲が乙より千圓の貨幣を一ヶ年間借用し、此貨幣の運用に依りて百圓の純所得を擧げたりとせば、滿期に際し其千圓の貨幣を返濟するに當りて、一ヶ年間に於ける千圓の使用權に對し乙が甲に若干圓の報償を支拂ふは合理的の處置なりと謂ふ可し。

最後に論者或は人が銀行より一定額の金子を借り入れたるも、現金を受取らずして、直ちに全額を其銀行に當座預金として預けたる際には何等の貨幣が授受せられざることなれば、此貸金の利子は貨幣に對して支拂はるゝものなりと云ふことを得ざるに非ずやと云はんも、吾人は其銀行の債務者は何時なりとも其當座預金を現金にて引出すの權利を有するものなれば、其者の見地より觀れば當座預金は銀行の金庫に保管せらるゝ其者の所有に係る貨幣と看做し得るものなることを記憶せざる可からず。銀行が手形を割引して、當座預金として預かりたる場合も亦同じ。蓋し三ヶ月の期限を有する手形を所持する者は三ヶ月後にあらざれば、其手形額面に相當する一定額の貨幣を使用することを得ざれども、若し銀行をして此手形を割引せしめ、相當金額を當座預金として預入するとせば、三ヶ月間待たずして其貨幣を使用するの權利を享受するものなりとす。此際に於ける割引料は即ち三ヶ月間の此使用權に對する報償と看做す可きものなり。手形が割引せられたる際に、額面金額が當座預金として預入せられずして、現金にて拂渡されたりとするも、其の結果の同じきことは茲に贅言するを要せず。

以上略述する所を以て正確なりとせば、利子を以て貨幣の使用料なりと看做すことを妨げざるが如し。

註十四. 前掲書 S. 491.
註十五. 同 上 S. 493.
註十六. 同 上 S. 487.
註十七. 同 上 S. 487-8.

五　結　言

以上吾人は利子の本質に關する貨幣說の反對論の誤れるを指摘し、次いで利子を以て貨幣の使用に對して支拂はるゝものなりと看做す可き所以を略叙せしが、吾人と雖も、營利事業に投ずる目的を以て借入れらるゝ資金が利子に對して一大影響を與ふることを無視するにはあらねども、此影響たるや利子步合を左右するの結果を呈するに過ぎずして、利子の本質其物を變更せしむるものに非ず。又本篇に略述せる所を以て利子の本質を根本的に究め得たりと爲すにあら

ねども、利子の本質に關する研究は本論に述べたることを出發點とす可きものにして、一派の論者の試みたるが如く利子をば貨幣とは沒交渉にて貨幣借入の單に一目的たるに過ぎざる營利事業の資金に對して直接支拂はるゝものなりと看做すことが利子の本質を闡明する所以にあらざること尙ほ賃銀を以て勞力に對して支拂はるゝものなりとせずして、勞働者の生產する財貨に對して支拂はるゝものなりとすることが賃銀の本質を明かにする所以にあらざるに異ならざるなり。

又、多數の經濟學者の如く流通貨幣の增減せし際に、市場利子利合が必ずしも反比例に變動せざるの事實を引用して、利子の本質に關する貨幣說を否定するは利子の本質の問題と利子歩合の問題を混同せるに因づくものなりと云はざるを得ず。勿論、利子は貨幣の使用に對して支拂はるゝものなるが故に、流通貨幣增加せば、市場利子歩合は必ず下落す可しと論ずるは誤れり。されど、吾人は決して斯くの如き主張を試みるものに非ず。論者或は賃銀が勞力に對して支拂はるゝものなるを以て、勞力の供給增加せば、賃銀は下落す可しと云ひ得ると同じく、利子が若し貨幣の使用料ならば、貨幣流通額增加せば利子歩合は下落す可しと斷ず可きに非ずやと問はんされど、吾人は之に答へて曰はんと欲す、賃銀は勞力に對して支拂はるゝものなるに相違なけれども、其高低は勞力の供給のみに依りて定まらずして、其の需用並に供給に依りて決定さるゝものなりとす。されば、其の供給增加するとも、其の需用にして同時に同程度に膨脹せば、賃銀が下落することなかる可し。之と同じく利子の高低も貨幣流通額のみに依りて定まるものに非ず。抑も流通貨幣の全額は決して全部貸金として提供せらるゝものに非ずして、單に其一部が資金として供給せらるゝに過ぎざるなり。尤も流通貨幣增加せば、貸金の供給も自ら增加す可けれども、是れと同時に需用增加せば利子歩合が下落することなかる可し。勞力の供給が突然增加する際に、其の需用が必ずしも膨脹するものにあらざれども、貨幣の流通額增加せば、貸金の供給從つて增加すると同時に貸金の需用も亦間も無く增進するを常とす。果して然らば流通貨幣の膨脹が利子歩合の下落を伴はざるの事實を以て貨幣說を否定することを得ずと云はざる可からず。

以上利子の本質に關して說述せる所は不備の點少からざれども、其の補足は他日に之を讓らんと欲す。